

# 変動金利定期預金 [単利型]

平成30年4月16日現在

商品名	変動金利定期預金 [単利型]
販売対象	・法人、個人、地公体、権利能力なき社団・財団、任意団体 等
期間	・定型方式…1年、2年、3年 ・満期日指定方式…1年超3年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱ができます。
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・1,000円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (頻度) (3)計算方法	・変動金利 ・預入後6ヶ月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から6ヶ月毎に当金庫が預入の際に提示する自由金利型定期預金 <M型> 6ヶ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・中間利払日(預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヶ月毎の応当日)以後および満期日以降に分割してお支払いします。 なお、中間利払日に支払う利息は預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率[約定利率(利率を変更したときは変更後の利率)×70%]により計算します。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
税金	・個人の利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(但し、マル優利用の場合は除きます。) ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・法人は総合課税(非課税対象先もあります)となります。
手数料	なし
付加できる 特約事項	・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・個人の方はマル優の取扱いができます。
中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数及び定期預金の中途解約利率一覧表の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および別表の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息の合計額(期限前解約利息)とともにお支払いします。 ・なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。
金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボード、当庫ホームページ内「預金金利情報」「商品サービスのご案内」または窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話:0120-964-522)にお申し出ください。 紛争解決措置 富山県弁護士会紛争解決センター(電話:076-421-4811)金沢弁護士会紛争解決センター(電話:076-221-0242)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接申し出いただくことも可能です。 尚、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地区の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考 となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の対象となります。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)